

## 伊勢ブランド認定表示取扱要領

### (目的)

第1条 伊勢ブランド認定要綱（以下「認定要綱」という。）第12条の規定により表示する伊勢ブランド認定マーク（以下「認定マーク」）の適正な使用を確保するため、その取り扱いに必要な事項を定める。

### (認定マークの規格等)

第2条 認定マークの色、形状等は、別表のとおりとする。

### (使用の基準)

第3条 認定要綱第9条第3項の規定により伊勢ブランド認定証の交付を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定された商品（以下「認定品」という。）の販売促進を目的としたポスター、チラシ、パンフレット等（以下「資材等」という。）に認定マークを表示することができる。

2 認定品の本体、包装容器、包装紙等に認定マークを表示するときは、伊勢市産業振興会（以下「振興会」という。）が交付する伊勢ブランド認定シール（以下「認定シール」という。）を貼り付けるものとする。

### (使用の届出)

第4条 第3条第1項の規定により認定マークを使用しようとする者は、あらかじめ振興会会長（以下「会長」という。）に伊勢ブランド認定マーク使用届出書（様式第1号）を提出するものとする。

### (使用の報告)

第5条 第4条の規定により使用の届出をした者は、認定マークを使用した資材等を速やかに会長に提出するものとする。

### (使用の条件)

第6条 認定マークの使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 届け出た内容により使用し、会長の指示があったときは従うこと。

(2) 認定事業者は、認定品の商品本体、包装容器、包装紙等に認定マークを印刷表示してはならない。

(3) 別表に定められた認定マークの色、形状等を正しく使用するものとする。ただし、やむを得ず別表と異なる色で認定マークを表示しようとする場合は、あらかじめ会長と協議し、適切な表示を行うものとする。

(使用期間)

第7条 認定マークの使用期間は、認定期間の範囲内とする。

(表示に要する費用負担)

第8条 認定マークの表示に要する費用は、次の各号のとおりとする。

- (1) 認定マークの使用料は無料とする。ただし、認定マークの使用に要する費用は、認定事業者の負担とする。
- (2) 第3条第2項に規定する認定シールは、認定マークの使用の対価として、使用枚数に応じて会長に支払うものとする。

(適正使用の確保)

第9条 第4条の規定により使用の届出をした者は、認定品以外の商品が認定品として消費者等に誤認させるような方法で認定マークを表示してはならない。

- 2 認定マークの表示に関し、事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、その認定マークの使用者がその責任において必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項に規定する事故等については、会長は一切の責任を負わないものとする。
- 4 会長は、認定マークの使用状況について、必要に応じて報告を求め、又は検査することができる。

(使用の中止)

第10条 会長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当したとき又は該当する恐れがあるときは、認定事業者に対し認定マークの使用の中止を命じることができる。

- (1) 認定要綱第16条の規定により認定が取り消されたとき
  - (2) 第6条の規定を違反したとき
  - (3) その他伊勢ブランドの運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき
- 2 前項の認定マークの使用中止により、直接又は間接に生じた損失については、自ら負担するものとする。

(その他)

第11条 この規定に定めるもののほか、認定マークの取り扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和2年10月26日から施行する。

別表



(赤 : CMYK : 20, 100, 75, 20 黒 : CMYK : 0, 0, 0, 100)

- 1 振興会が提供するデータを用い、正確に表示すること。
- 2 サイズは原則自由とし、縦横比率及びデザイン構成は変更しないこと。
- 3 異なる色で認定マークを表示しようとする場合は、あらかじめ協議のうえ、適切な表示を行うものとする。